

令和5年広審第26号

裁 決

消防救急艇A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一及び同官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年4月15日21時42分

愛媛県枝越港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 消防救急艇A

総 ト ン 数 19トン

全 長 18.80メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,220キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室及び救急処置室を有する救急車での対応が難しい離島から患者を救急搬送する2機2軸の最大搭載人員15人の軽合金製消防救急艇で、操舵室の前部中央に舵輪、その前方に磁気コンパス、右側に機関遠隔操縦装置、左側にレーダー及びGPSプロッターがそれぞれ装備され、a受審人ほか2人が乗り組み、救急搬送の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年4月15日21時38分枝越港を発し、愛媛県岡村港に向かった。

ところで、枝越港西方沖合には、枝越港新北防波堤灯台（以下「新北防波堤灯台」という。）から304.5度（真方位、以下同じ。）520メートル、284.5度390メートル、272.5度660メートル、287.5度760メートルの各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間、伯方町漁業協同組合が愛媛県知事から受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号燧特区第42号と称する漁場区域（以下「42号漁場区域」という。）が設定され、同区域には周年魚類小割式養殖業として10メートル四方の筏6基ずつ2か所、計12基の養殖施設が敷設され、南側の筏の東端には灯色が黄色、周期が4秒1閃光、光達距離2.5キロメートルの簡易標識灯が1基設置されていた。

また、a受審人は、前示養殖施設及び愛媛県大島の早川港北東方沖合の養殖施設の所在を承知しており、平素、夜間に岡村港へ向かう際、両養殖施設から離すために同県大三島の野々江トンネル内の照明灯を船首目標とし、早川港北方沖合を通過したのち、愛媛県大下島のアゴノ鼻灯台に向けて航行していた。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪後方

の椅子に腰を掛けて操船に当たり、新北防波堤灯台の灯光を右舷船首方に見たとき、雨雲により野々江トンネル内の照明灯を視認することができなかったものの、早川港の街灯の明かりが見えていたことから、明かりの見え具合により同港北方沖合の予定針路に向けるつもりで、21時40分新北防波堤灯台から169度120メートルの地点で、針路を296度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により進行した。

a 受審人は、針路を定めたとき、42号漁場区域まで470メートルとなり、その後同区域に向首して接近する状況となったが、早川港の街灯の明かりを見ることに気をとられ、42号漁場区域に設置された簡易標識灯を見て同区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、42号漁場区域に向首続航し、21時41分半同区域に進入し、21時42分新北防波堤灯台から287度560メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、42号漁場区域に敷設された養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力2の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視程は約1.5海里であった。

その結果、船底外板に擦過傷及びプロペラ翼の曲損等を、養殖施設は筏枠に曲損等をそれぞれ生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件養殖施設損傷は、夜間、枝越港西方沖合において、岡村港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、42号漁場区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、枝越港西方沖合において、岡村港に向けて航行す

る場合、４２号漁場区域に乗り入れることのないよう、４２号漁場区域に設置された簡易標識灯を見て同区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、早川港の街灯の明かりを見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、４２号漁場区域に向首する状況となったことに気付かないまま進行して養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾